

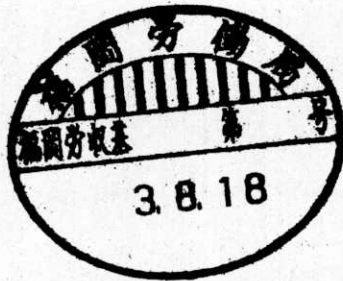
令和3年度 第6回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

| | | |
|----------|--|----|
| 資料No.1-1 | 2021年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出 (福岡県医療労働組合連合会) | 1 |
| 資料No.1-2 | 令和3年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書 (エフコープ生協労働組合) | 3 |
| 資料No.1-3 | 異議申出書 (平和・労働・人権 北九州共闘センター) | 5 |
| 資料No.1-4 | 異議申立書 (福岡県自治体労働組合総連合) | 7 |
| 資料No.1-5 | 令和3年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書 (福岡県労働組合総連合) | 21 |
| 資料No.2-1 | 福岡県の最低賃金842円を1,000円以上に引き上げ全国 一律で時間額1,500円以上の最低賃金実現を求める要請署名 〔7/15以降追加分 ※要請署名のとりまとめ表紙のみ〕 (福岡県労働組合総連合) | 23 |

2021年8月18日

福岡労働局長
藤枝 茂 様



福岡県医療労働組合連合会
委員長 原 正勝
住所 福岡県福岡市博多区博多駅前2-8
ケイアビル2階
電話番号 090-401-2020

資料番号

No.1-1

2021年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、福岡地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、870円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の福岡県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は171円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額額の格差が約10万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2021年8月18日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿
福岡労働局長
藤枝 茂 殿



資料番号

No.1-2

エフコープ生協労働組合
中央執行委員長 伊藤 秀紀

令和3年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただき、また、今回の最低賃金改定にあたり、関係者各位のご努力に敬意を表します。

福岡地方最低賃金審議会は、2021年度福岡県最低賃金を842円から28円プラスして870円にする答申を行いました。しかし、今回の改定でも生活できる最低賃金とはなっていません。また、生活保護との比較においても意図的に最低賃金をより高く、生活保護水準をより低く見せかけるための操作が行われている疑義があり、福岡県最低賃金時間額870円の改定決定に対して以下のように異議を申し出ます。

記

1. 本年の福岡県の最低賃金額を、時間額870円とすることに不服である。
2. 福岡県の最低賃金額を、早期に時間額1,000円以上とすることを求めるものではあるが、当面2021年度の改定にあたっては、Aランク地域との地域間格差是正のために福岡地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、目安額28円を上回る改定を求める。

[異議申出の主旨]

中央最低賃金審議会は、2021年度最低賃金額改定の目安について、意見の一致を見なかったとして「公益委員見解」によりA～Dランクすべての都道府県の引き上げの目安額28円を答申しました。「公益委員見解」は、コロナ禍のもとで経済情勢は回復基調にあり、雇用情勢は横ばいであり、最低賃金の引き上げが雇用情勢に大きな影響を与えるまでとは言えないこと、地域間格差への配慮と賃金改定状況から、またコロナ禍に苦しむ労働者の可処分所得を拡大し、将来の安心の確保を図り消費の拡大から経済の好循環につなげていくこと、非正規労働者の処遇改善を重視することが必要だと述べています。こうした「公益委員見解」の視点は、私たちが最低賃金の引き上げを求める根拠と同じだととらえています。しかし最低賃金は、憲法25条や最低賃金法にもある通り、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準であることが前提であり、現行の最低賃金水準が低すぎるのが大きな問題だといえます。まず最低賃金審議会が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる最低賃金を決め、その水準を保障し、「事業の支払い能力」を支えるために国として支援するのが本来のあり方だと考えます。したがって、最低賃金がセーフティーネットとして機能するためには大幅な引き上げが必要なことは言うまでもありません。そしてそのことは、労働者・国民の賃金を大幅に引き上げて購買力を高め、日本経済の危機的状況を打開して経済の好循環を作り出し、中小企業、自営業者の事業継続と雇用の維持・拡大につながり、地方から大都市への労働力人口流失に歯止めをかけ、地域経済活性化にもつながることと思います。

福岡地方最低賃金審議会は、2021年度の福岡県最低賃金を目安通り28円引き上げて時間額870円とすることを答申しました。引き上げ額28円というのは、1978年に目安制度が始まって以来の最高額となっていますが、時間額870円では、厚生労働省が算定基準としている月173.8時間働いたとしても月15万1,206円、年間181万4,472円にしかならず、働いてもまともな生活ができない「ワーキングプア」から抜け出すことはできません。さらに、一般労働者の平均的労働時間月150時間で計算すると、月13万500円、年間156万6,000円にしかならず、憲法25条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことはできません。福岡県労連が実施し、エフコープ生協労組も参加した「最低生計費試算調査」では、福岡市で20代の若者が憲法25条に保障された生活をするためには、時間額1,500円、月額23万円、年収280万円以上が必要という結果が出ています。全国で実施している調査でも同様の結果が出ています。最低賃金の審議においては、公務員の憲法順守義務に基づき、前述したとおり国民の権利である「生存権」を保障することを前提とした審議・決定が必要であり、そのことから今、大幅な最低賃金の引き上げが必要なことは明らかです。

最低賃金法の定めにより、毎年の最低賃金決定にあたっては、生活保護水準との比較が行われています。福岡地方最低賃金審議会では、今年も令和元年度の比較において「最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった」としています。しかし、最低賃金との比較では、生活扶助基準は居住地ごとの人口加重平均の額が用いられており、平均値では、大都市の生活扶助基準よりも低い額となってしまいます。住宅扶助についても、住宅扶助ゼロなどの世帯を含む実績平均値で出すため、都市部の住宅扶助実績値よりも低くなってしまいます。さらに、医療扶助や介護扶助、教育扶助、勤労控除などが比較計算には入っていません。

一方、最低賃金の月額を出すために最低賃金審議会では、週40時間で祝祭日もGWも年末年始も休まずに1年間フルに働いた1カ月当たりの平均労働時間173.8時間が用いられており、実態とかけ離れた高い数値となっています。実際、令和元年の福岡県一般労働者の平均所定内労働時間は152.4時間となっており、比較計算式で用いた最低賃金月額よりも低くなるのが実態です。また、生活保護には税金・社会保険料負担がないため、最低賃金から税金・社会保険料を引いた額を出すために、「可処分所得割合」という数値が使われています。この「可処分所得割合」は、もともと最低賃金が低かった県の数値を用いて可処分所得比率が高くなるように見せかけています。このように最低賃金と生活保護の比較においては、実態とかけ離れた数値での比較が行われており、さらに比較することによってどちらも低く抑えようとする意図があり、どちらもセーフティーネットとしての役割が果たせない水準となってしまっています。

中央最低賃金審議会は、地方最低賃金審議会に「自主性を発揮されることを強く期待する」とし、福岡地方最低賃金審議会は、付帯決議として、地方最低賃金審議会が自主性を発揮して改定審議が行えるように現行目安制度の検討を求めています。以上の述べてきたように、エフコープ生協労働組合は、福岡県の最低賃金時間額1,000円以上への引き上げを求めつつも、今年度の改定については、福岡地方最低賃金審議会が自主性を発揮して目安額に縛られることなく、格差是正を進めるためにも28円を大きく上回る改定とすることを強く求めるものです。

以上

2021年 8月 18日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

資料番号

No.1-3

異議申出書



平和・労働・人権
北九州共闘センター
議長 竹内 接

所在地 北九州市門司区大里桃山町 1-3
電話 (FAX) 093-381-6293

福岡地方最低賃金審議会は本年 8 月 5 日、福岡地方最低賃金を中央最低賃金審議会の目安通り「28 円」引き上げて 1 時間 870 円とする答申を行いました。

昨年のような、中央最低賃金審議会の「目安」なし「据え置き」という、最低賃金が本来持つセーフティーネットの役割放棄という事態から脱却した、という点においては評価できるものの、この答申額では到底まともな生活は営むことはできず、最低賃金法の目的に沿うものとはいえません。また、コロナ禍においてさらに進行している生活困窮のなかで、真に労働者を救済するものとはいえません。

つきましては「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にしたがって、下記の通り異議を申し出いたします。

記

- 1、本年の福岡県最低賃金を 1 時間 870 円とすることについて不服であることを表明します。
- 2、本年の福岡県最低賃金を 1 時間 1500 円以上とすることを求めます。
- 3、中央最低賃金審議会に対して「全国一律最低賃金」の本格的検討を付帯決議に追加することを求めます。

【異議申出の理由】

まず、全国一律最低賃金については、地方部と都市部に最低生計費に差異がないこと、地方から都市部への労働力の流出（大都市への一極集中）防止という効果、さらには地方部における雇用創出などの効果という観点から、それを求める声が今までに高く高まっています。私たちが本年 7 月 12 日に提出した「最低賃金の改定に関する意見書」にも示しているように、北九州市議会において「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」が採択され、自民党最低賃金一元化推進議員連盟などによる提言書（2020 年 12 月、2021 年 5 月など）が菅総理に出されるなど、「全国一律最低賃金」の必要性は幅広く共有されています。

一方で、本年 5 月 26 日から中央最低賃金審議会において「目安制度の在り方に関する全員協議会」が開始され、今後、ランク区分の見直しを含めて協議が行われるもようです。この際、長年にわたって問題視されてきた最低賃金の地域間格差を抜本的に解消するために、「ランク区分の廃止」

と「全国一律最低賃金」の本格的検討が行われるべきであり、福岡地方最低賃金審議会として、そのことを中央最低賃金審議会に求めるべきであると考えます。

次に答申された最低賃金額について述べます。答申に添付された使用者側の意見書のなかに「なぜ28円なのかが、各種指標やデータなどの明確な根拠によって具体的に指し示されておらず・・・」と述べられていますが、同じ疑問を共有します。使用者側の意見は「引き上げに反対の立場」からの意見ですが、私たちは逆の立場から「なぜに28円にとどまったのか」を問います。今回の答申額の妥当性を検討し議論を深める際に、決定した根拠は欠かすことはできません。根拠を明示すべきです。また、使用者側意見書のなかに「支払い能力を最も重視」すべきと強調されていますが、国際的には通用しない考慮要素という点を指摘しつつも、ならば、どのような支援策が有効かという点について地方最賃審議会としても議論を深めるべきであると考えます。この点については、大企業に対する法人税の見直しや、巨大な内部留保金に課税をかけ、それらを中小企業に対する支援策の原資にするなど、いくつかの具体策が提起されているところであり、このような支援策が実現できるならば、大幅な最低賃金の引き上げも不可能ではありません。支援策拡充についての具体的な検討も、中央最低賃金審議会に求めるべきと考えます。

最後に、厚生労働省が8月13日発表した2021年度の都道府県別最低賃金では、目安額を超えた県が7県ありました。現実的には「自主性を発揮」して、1円でも4円でも目安を超えて引き上げることが可能であることを示しています。なぜに福岡地方ではそれさえもできなかったのか、大きな疑問として残ります。福岡地方最低賃金審議会の今後においてのさらなる議論の深化と努力を求めます。

以上

2021年8月20日

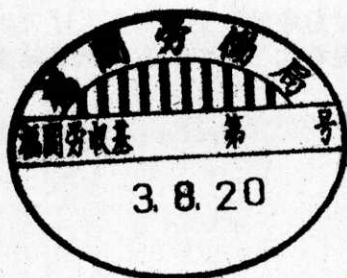
厚生労働大臣
田村 憲久 様

資料番号

No.1-4

福岡労働局長
藤枝 茂 様

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 様



福岡県自営体労働組合総連合
執行委員長 儀田 英美

異議申立書

1. 最低賃金法第11条および施行規則第8条に基づき、異議の申し立てを行う。
2. 最低賃金法第1条は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」となっている。また、第9条では「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」となっている。
この趣旨から考えて、今回の時給28円の引き上げで870円にする決定は、「労働者の生活の安定」には程遠く、家賃と食費に消えて人間らしい生活ができない。全労連が全国各地で行い、この福岡県でも一昨年行い、福岡地方最低賃金審議会にも提出した「最低生計費試算調査」で明らかになった全国どこでも・誰もが健康で文化的な最低限度の生活を行うには、時給1500円・月額24万円程度は必要であるという調査結果から見れば時給870円は不十分であり、どんなに少なくともAランクとの差は埋めるべきである。
3. 生活保護との整合性の点で一言申し上げる。今年の「答申」でも、『中賃目安の答申の考えに基づき』と前提の上で生活保護水準を下回っていなかった」と述べて別紙2を添付している。
福岡地方最低賃金審議会は、「生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均と住宅扶助の実績値を加えた額」が福岡市内や北九州市内の生活保護費より上回っているとお考えか。福岡市や北九州市で働く者に対して「最低賃金が生活保護費より低くてよい」と言っていると同じ事である。福岡市や北九州市では「働かなくて生活保護を受ける」という事態を生み、法第1条の趣旨を生かすことができないのではないか。
生活保護との整合性の現行の考え方は、法改正が行われて一定の年数が経過し歴史的な役割は果たした。人口加重平均などの誤魔化しはやめて、生活保護と最低賃金の比較は正確に行うようにすべきである。福岡で解決できないのであれば、中央最低賃金審議会に対して是正を要請する意見具申を行うべきである。すでに解決する時期にきていると考える。
4. 今年の中賃目安が示した28円の引上げでは、東京をはじめとした他のA・Bランクとの差を埋めることはできない。福岡県知事の意見書をはじめ、福岡県議会や北九州市議会の決議した意見書などを見ても、中小企業への総合的な支援と地域間格差の是正が言われている。少子化と高齢化が同時進行し、人口減少時代に突入した中、東京一極集中の是正と地域間格差の是正を行う為には、

ランク制は制度として相応しくない。ランク制の廃止をはじめ全国一律の最低賃金制度を展望した議論を始めるべきで、福岡県の経済・雇用の実態を見極めた審議ができるように関係各機関に働きかけること。

5. 「最低賃金を 1500 円に引き上げた場合の経済波及効果」について、7 月 15 日付の意見書に添付して提出した。これは、福岡労働局が示したデータを使って福岡県が提供している経済波及効果分析ツール（42 部門）を使って計算したものである。7 月 27 日の第 3 回福岡県最低賃金審議会で「令和 3 年福岡県賃金実態調査」が示されたので、改めて昨年 4 月 1 日時点の県内自治体の会計年度任用職員の人数を加えて再計算を行った。賃金の階級別労働者数が具体的に判明しない中、労働局が示した調査結果を使っているが、それでも大きな粗付加価値額（4.860 億円）と新規雇用（35.228 人）と税収（914 億円）などを生み、最低賃金の引き上げが福岡県内の雇用情勢や経済に大きな影響を与えることが推察される結果となっている。今、新型コロナウイルス感染症のデルタ株が全国的に感染爆発を起こしているが、コロナ後の社会の在り方を模索する上でも最低賃金の引き上げで地域経済の再建を図ることが重要である。この 20 年のデフレは消費不況を起こしている。試算結果は添付で付けており、是非参考にしていただきたい。

以 上

大きな 経済波及効果！最低賃金 1,500 円で約**1.8**倍に！
粗付加価値額約4.860億円に！

※2018年度

（総合波及効果約8.699億円）

県内総生産（19兆8.080億円）の

約2.47%に相当！

雇用の創出！新規雇用が35.228人生み出される！
国税559億円・地方税355億円、計914億円の増収！
健保や年金など保険料の増収と制度の安定に寄与！

昨年末に最低賃金を時給1,500円（現在842円）に引き上げた場合、福岡県の地域経済に対する波及効果を、福岡県がHP上で公開している経済波及効果分析ツール（42部門）で試算を行いました。

今回、前提条件のデータである最低賃金引き上げの対象人員を現時点で判明した人員に改めました。使用したデータは、7月27日に開催された令和3年度第3回福岡地方最低賃金審議会で示された「令和3年福岡県賃金実態調査」と政府統計ポータルから検索した「会計年度任用職員任用別人員（令和2年4月1日現在）」を使用しました。

前回試算より実態に近づきましたが、もっと多くの者が最低賃金付近で働いていると思います。

今回、下記の最新データを使用し再試算を行いました。（端数処理の関係で端数が合いません）

1. 改めた前提条件のデータなど

①対象労働者については、下記のように改めました。

●令和3年福岡県賃金実態調査結果（地域別最低賃金用）賃金分布表（1）に改めました。

1時間当たり所定内賃金額 1,499円以下の労働者 588,784人・75.39%を使用

<令和3年福岡県賃金実態調査概要>

単位:人、%

【詳細7ページ】

| 時間当たり 所定内賃金額 | 1,000円 未満 | 1,500円 未満 | 1,500円 以上 | 合計 | 1,000円 未満割合 | 1,500円 未満割合 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|---------|----------------|----------------|
| 一般 | 75,490 | 298,858 | 180,447 | 479,305 | 15.75% | 62.35% |
| パート | 222,532 | 289,926 | 11,781 | 301,707 | 73.76% | 96.10% |
| 合計 | 298,022 | 588,784 | 192,228 | 781,012 | 38.16% | 75.39% |

<労働局調査資料から抜粋>

調査区域 福岡県内全域

調査対象事業所の産業及び規模 日本標準産業分類に定める産業のうち、

常用労働者100人未満規模の民営事業所 製造業

常用労働者30人未満規模の民営事業所 卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、サービス業、

対象期間 令和3年6月分の賃金及び労働時間等

調査方法等 2,056事業所に対して調査、回答1,033事業所分を分析、集計で地域、産業及び規模別に母集団データを加え、労働者数の復元を行っている。

- 政府統計ポータルから会計年度任用職員任用別人員に改めました。
福岡県と県内 60 の市町村および一部事務組合の任用する会計年度任用職員は、昨年 4 月 1 日時点で 23,436 人任用されています。
- 今回の計算で最低賃金引上げの影響を受ける人数の総数は、賃金実態調査の 588,784 人と会計年度任用職員 23,436 人の合計 **612,220 人**としました。
なお、国家公務員の非常勤職員や公的外郭団体や指定管理者施設の非正規職員、高卒初任給など最低賃金付近で働く労働者は人数が不明のため、調査の人数には含めていません。
- 福岡県内に最低賃金に張り付いて働く人がどのくらい存在するのか。賃金階級別の労働者数を示すことが必要ですが、残念ながらよく判明しないのが実情です。今回、福岡労働局の「令和 3 年福岡県賃金実態調査」の人員が昨年より多く増えましたので前回調査より正確な数字に近づいたと考えています。

参考までに、国の統計を見ると幾つかの実態がリアルに判明します。

一つは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」です。国の基幹統計のひとつですが、公開されているデータだけでは細かい賃金階級別の労働者数が不明です。参考までに、企業規模別、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差について示します。これをみると、

- ・「正社員・正職員」については、企業規模間で明確な格差あるものの、「正社員・正社員以外」では、それほど大きな格差はない。
- ・同規模企業間では、雇用形態間の格差は企業が大きくなるにしたがって拡大している。すなわち、企業規模が大きくなっても「正社員・正社員以外」は賃金が低く抑えられていることが判ります。

<参考>企業規模別、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差 単位:千円

| 企業規模 | 正社員・正職員賃金 | 正社員・正職員以外の賃金 | 雇用形態間賃金格差 (正社員・正職員=100) |
|------|--------------|--------------|----------------------------|
| 大企業 | 365.4(127.3) | 220.9(108.1) | 60.5 |
| 中企業 | 318.2(110.8) | 213.7(105.9) | 67.2 |
| 小企業 | 287.1(100.0) | 204.4(100.0) | 71.2 |

※賃金()内は中小企業を100とした場合の企業規模間賃金格差 ※2020年賃金構造基本統計調査より

二つ目は、福岡県企画・地域振興部調査統計課の「平成 29 年就業構造基本調査結果の概要」です。福岡県内の「雇用者」は、217 万 2 千人、その内「正規就業者」が 130 万 3 千人、「非正規就業者」が 86 万 9 千人となっています。「非正規就業者」の全雇用者に占める割合は 40.0%です。一方で、福岡労働局が示した「令和 3 年福岡県賃金実態調査」の人員は、合計 781,012 人、一般(正社員・正職員)は 479,305 人、パート(正社員・正職員以外)は 301,707 人です。それぞれ定義は違いますが、就業構造基本調査項目それぞれの 35%前後しか「令和 3 年福岡県賃金実態調査」では把握できず、明確な実態が判明しません。

<参考>福岡県内の雇用者数(役員を除く)および非正規率の状況 単位:人、%

| 雇 用 者 2,172,000 | | | | | | | | |
|-----------------|---------------|-----------------------|---------|--------|---------|-----------|----------|-------|
| 雇用者 役員除く | 正規の 職員・従業員 | 非正規の職員・従業員=合計 869,000 | | | | | 非正規 率 | |
| | | パート | アルバイト | 派遣 | 契約 | 嘱託 その他 | | |
| | 1,303,000 | 411,400 | 176,000 | 61,200 | 119,500 | 58,300 | 41,700 | 40.0% |

※2017年就業構造基本調査より

②賃金引上げ額は、下記のように求めました。

- 令和 2 年福岡県賃金実態調査結果、賃金分布表(1)の1時間当たり所定賃金を使用しました。時給 871 円から 1,499 円までの1時間当たり所定内賃金は、10 円刻みの為に中間値を使用しました。
- それぞれの1時間当たり所定賃金額の引上げ額に人数を掛けた値の和を総数 538,784 人で除し、引上げ額の加重平均を求めました。**加重平均額は 451 円(1 円以下は四捨五入)**となりました。
- 会計年度任用職員の賃金は不明の為、上記賃金実態調査の加重平均額を使用しました。

③年間労働時間については、福岡労働局が最低賃金の審議の時に使用する、週 40 時間・年 52 週の 2,080 時間を用いました。

- ④可処分所得の算出については、総務省家計調査年報の最新版 2019 の勤労世帯の収入 10 分位の最低ランクで示されている「84.4%」を用いました。
- ⑤県経済波及効果分析入力シートに入れる、42 部門別増加額は、次のように求めました。
 - 消費支出増加額は、平成 27 年（2015 年）福岡県地域間産業連関表（42 部門表）の民間消費支出の県内と県外を加算して構成割合を算出します。
 - 需要増加額に対して、構成割合を掛けて 42 部門別に算出します。
 - 算出した 42 部門別金額を県の分析入力シートに転記し、分析します。
- ⑥福岡県の HP の「平成 27 年（2015 年）福岡県経済波及効果分析ツール」が示している選択する項目は、以下のものを選択しました。
 - 県内産、県外産の区分は「不明」を使用しました。
 - 価格区分については「生産者価格」を使用しました。
 - 消費転嫁率は「直近 3 年平均」を使用しました。（福岡県 0.59894）

2. 計算方法と結果について

①具体的計算方法について

- 最低賃金額を「1,500 円」として、1. ②のように引上げ総額の算出を行いました。

令和 3 年福岡県賃金実態調査結果から、加重平均を算出します。 【8 ページ】

$$265.692.043 \text{ 円} \div 588.784 \text{ 人} = 451.2555 \dots \text{ 451 円}$$

$$\text{一人の引き上げ年額の計算} \quad 451 \text{ 円} \times 2,080 \text{ 時間} = 938.080 \text{ 円}$$

$$\text{可処分所得の算出} \quad 938.080 \text{ 円} \times 84.4\% = 791.740 \text{ 円}$$

需要増加額の算出

1 人当たりの可処分所得額に総人数を掛けて消費支出額を算出します。 【8 ページ】

$$791.740 \text{ 円} \times (588.784 \text{ 人} + 23.436 \text{ 人}) = 484.718.768.934 \text{ 円}$$

総額 484.718.768.934 円に消費構成比率をかけて、42 分類に対する金額を決定します。

【9 ページ】

- 福岡県経済波及効果分析ツール（42 部門）に上記消費構成比率金額を入力して分析します。 【10 ページ】

②計算結果について

【5 ページ】

- 最低賃金を時給 1,500 円に引き上げた場合の経済波及効果は、下の表のようになります。

単位：百万円

| | | | | | |
|---------------|--------------|---|--------|-----|--------------|
| 需要増加額 (当初) | 484.716(百万円) | → | 総合波及効果 | 福岡県 | 495.804(百万円) |
| | | | | 県外 | 374.138(百万円) |

単位：百万円

| | 生産誘発額(生産増加額) | | | うち粗付加価値額 | | |
|-------------|--------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 福岡県 | 県外 | 合計 | 福岡県 | 県外 | 合計 |
| 直接効果 ① | 327.476 | 127.966 | 455.442 | 203.730 | 61.727 | 265.457 |
| 第1次間接波及効果② | 108.518 | 168.713 | 277.231 | 61.679 | 78.805 | 140.484 |
| 第2次間接波及効果③ | 59.810 | 77.459 | 137.269 | 38.381 | 41.632 | 80.013 |
| 総合波及効果①+②+③ | 495.804 | 374.138 | 869.942 | 303.790 | 182.164 | 485.954 |

- 生産誘発額で見ると約 1.79 倍になります。 $869.942 \text{ 百万円} \div 484.716 \text{ 百万円} = 1.794745$
生まれる粗付加価値は、合計 4.859 億円 54 百万円（福岡県内・3037 億 90 百万円、県外・1821 億 64 百万円となります。県 GDP（県内総生産 19 兆 7 千億円）の 2.47%に相当します。消費購買力に大きく影響します。直接効果でサービス部門、商業に影響を与え、第 1 次間接波

及効果、第2次間接波及効果は、サービス部門を始めすべての分野に大きく影響します。

【6ページ・上段】

- 新たに生まれる雇用者数は商業 7,250 人、飲食サービス 5,221 人、医療・福祉 4,121 人など、全体で 35,228 人の新たな雇用が生まれます。 【6ページ・下段】

- 国と地方の税収について

財務省総合政策研究所が出した「財政金融統計月報」第 817 号（租税特集）で示されている税率を粗付加価値額に乗じて求めます。国税で 559 億円、地方税で 355 億円の計 914 億円の増収が予想されます。

時給 1,500 円の場合の粗付加価値額 4859 億 54 百万円

国税について $4859 \text{ 億 } 54 \text{ 百万円} \times 11.5\% = 558 \text{ 億 } 85 \text{ 百万円}$

地方税について $4859 \text{ 億 } 54 \text{ 百万円} \times 7.3\% = 354 \text{ 億 } 75 \text{ 百万円}$

| 粗付加価値額 | 税率 | | 税収増額 | 税収増額合計 |
|------------|-------|------|-----------|-----------|
| | 国 | 地方 | | |
| 4859億54百万円 | 11.5% | | 558億85百万円 | 913億60百万円 |
| | | 7.3% | 354億75百万円 | |

単位：百万円

- 社会保険料などの保険料も増収となります。掛金の増収だけでなく、社会保障（保健）制度の安定などにつながります。
- 最低賃金 1,500 円に引き上げには、国や自治体によるによる中小企業に対する社会保険料負担などの直接的な支援が必要です。

以上

42部門別の経済波及効果分析 分析結果

総合結果

| | |
|-------|---------------------------------|
| 分析テーマ | 再計算 最低賃金1,500円に引き上げで、経済波及効果(試算) |
|-------|---------------------------------|

| | | | | |
|---------------|---------------|---|--------|---------------|
| 需要増加額 (当初) | 484,716 (百万円) | ➔ | 総合波及効果 | |
| | | | 福岡県 | 495,804 (百万円) |
| | | | 県外 | 374,138 (百万円) |

単位:百万円

| | 生産誘発額(生産増加額) | | | うち粗付加価値額 | | |
|--------------|--------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 福岡県 | 県外 | 合計 | 福岡県 | 県外 | 合計 |
| 直接効果 ① | 327,476 | 127,966 | 455,442 | 203,730 | 61,727 | 265,457 |
| 第1次間接波及効果 ② | 108,518 | 168,713 | 277,231 | 61,679 | 78,805 | 140,484 |
| 第2次間接波及効果 ③ | 59,810 | 77,459 | 137,269 | 38,381 | 41,632 | 80,013 |
| 総合波及効果 ①+②+③ | 495,804 | 374,138 | 869,942 | 303,790 | 182,164 | 485,954 |

(四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。以下の図表も同様。)

(用語の説明)

- 生産誘発額 最終需要(家計消費・設備投資等)の増加により直接・間接に誘発された生産額。
- 粗付加価値額 生産活動によって新たに生み出された価値。賃金・利益等。
- 直接効果 最初に発生した最終需要のうち、県内(県外)でまかなわれる財・サービスの額。
- 第1次間接波及効果 直接効果が発生したことにより誘発された原材料等の生産額の合計。
- 第2次間接波及効果 直接及び第1次間接波及効果に伴う雇用者所得(賃金・俸給)増加が消費につながるにより誘発された生産額の合計。
- 総合波及効果 直接効果、第1次間接波及効果、第2次間接波及効果の合計。通常「経済波及効果」という場合、この額を指す。

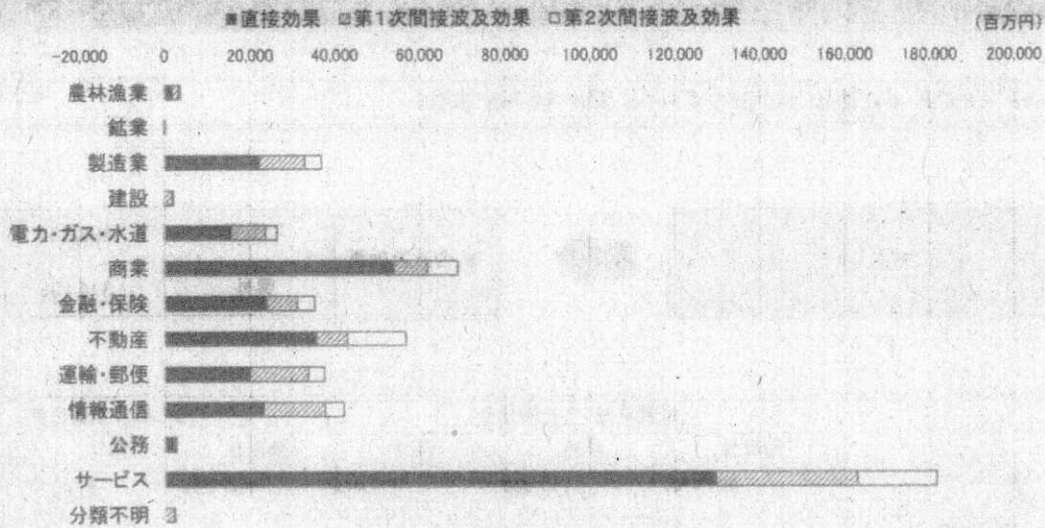
波及効果倍率

波及効果倍率(総合波及効果/需要増加額(当初))

| | |
|-----|--------|
| 福岡県 | 1.0229 |
| 県外 | 0.7719 |
| 合計 | 1.7947 |

部門別の分析結果(福岡県分のみ)

13部門



42部門

単位: 百万円, 人

| | 直接効果 | 第1次間接波及効果 | 順位 | 第2次間接波及効果 | 順位 | 総合効果 | 順位 | 担付加価値額 | 順位 | 雇用者数 | 順位 |
|------------------|--------|-----------|----|-----------|----|--------|----|--------|----|-------|----|
| 01 農業 | 1,570 | 1,202 | 13 | 338 | 17 | 3,209 | 18 | 1,656 | 18 | 196 | 15 |
| 02 林業 | 113 | 32 | 39 | 17 | 37 | 182 | 37 | 89 | 35 | 9 | 32 |
| 03 漁業 | 113 | 110 | 33 | 27 | 34 | 251 | 34 | 126 | 33 | 11 | 30 |
| 04 鉱業 | 0 | 197 | 31 | 23 | 35 | 221 | 35 | 106 | 34 | 7 | 33 |
| 05 飲食料品 | 14,881 | 3,413 | 8 | 2,138 | 10 | 20,232 | 10 | 9,414 | 12 | 722 | 13 |
| 06 繊維製品 | 449 | 76 | 35 | 61 | 31 | 583 | 31 | 239 | 30 | 58 | 22 |
| 07 ハルブ・紙・木製品 | 120 | 688 | 21 | 100 | 27 | 907 | 27 | 368 | 26 | 52 | 25 |
| 08 化学製品 | 595 | 817 | 18 | 170 | 24 | 1,583 | 24 | 557 | 23 | 25 | 28 |
| 09 石油・石炭製品 | 881 | 593 | 24 | 171 | 23 | 1,644 | 23 | 256 | 28 | 10 | 31 |
| 10 プラスチック・ゴム製品 | 537 | 824 | 17 | 169 | 25 | 1,530 | 25 | 571 | 22 | 58 | 23 |
| 11 窯業・土石製品 | 126 | 238 | 30 | 46 | 33 | 410 | 33 | 187 | 31 | 16 | 29 |
| 12 鉄鋼 | -40 | 594 | 23 | 87 | 29 | 641 | 30 | 167 | 32 | 4 | 36 |
| 13 非鉄金属 | 39 | 55 | 37 | 11 | 38 | 96 | 38 | 25 | 39 | 2 | 40 |
| 14 金属製品 | 206 | 434 | 27 | 80 | 30 | 720 | 29 | 317 | 27 | 45 | 26 |
| 15 はん用機械 | 2 | 32 | 38 | 5 | 41 | 38 | 41 | 17 | 40 | 2 | 39 |
| 16 生産用機械 | 2 | 76 | 36 | 10 | 39 | 88 | 39 | 40 | 37 | 4 | 37 |
| 17 業務用機械 | 8 | 24 | 40 | 4 | 42 | 33 | 42 | 14 | 41 | 2 | 41 |
| 18 電子部品 | 36 | 135 | 32 | 23 | 36 | 194 | 36 | 86 | 36 | 6 | 34 |
| 19 電気機械 | 1,047 | 105 | 34 | 134 | 28 | 1,287 | 28 | 514 | 25 | 61 | 21 |
| 20 情報通信機器 | 69 | 2 | 41 | 8 | 40 | 79 | 40 | 31 | 38 | 4 | 38 |
| 21 輸送機械 | 2,113 | 853 | 16 | 367 | 16 | 3,333 | 16 | 555 | 24 | 32 | 27 |
| 22 その他の製造工業製品 | 1,352 | 941 | 15 | 272 | 21 | 2,565 | 20 | 1,207 | 19 | 154 | 19 |
| 23 建設 | 0 | 1,802 | 11 | 282 | 19 | 2,083 | 22 | 1,042 | 20 | 159 | 18 |
| 24 電力・ガス・熱供給 | 11,647 | 6,408 | 7 | 2,077 | 11 | 20,132 | 11 | 7,848 | 13 | 280 | 14 |
| 25 水道 | 3,761 | 1,743 | 12 | 625 | 15 | 6,129 | 15 | 3,236 | 15 | 171 | 17 |
| 26 廃棄物処理 | 966 | 1,975 | 10 | 336 | 18 | 3,276 | 17 | 2,138 | 16 | 267 | 15 |
| 27 商業 | 53,940 | 7,845 | 4 | 7,110 | 2 | 68,894 | 1 | 49,525 | 1 | 7,250 | 1 |
| 28 金融・保険 | 23,889 | 7,199 | 6 | 4,067 | 5 | 35,155 | 7 | 24,896 | 3 | 1,742 | 7 |
| 29 不動産 | 35,591 | 7,246 | 5 | 13,780 | 1 | 56,617 | 2 | 47,151 | 2 | 773 | 12 |
| 30 運輸・郵便 | 19,893 | 13,784 | 3 | 3,898 | 6 | 37,575 | 8 | 18,860 | 7 | 2,192 | 6 |
| 31 情報通信 | 23,158 | 14,539 | 2 | 4,348 | 3 | 42,044 | 3 | 21,184 | 6 | 1,059 | 10 |
| 32 公務 | 1,884 | 491 | 25 | 273 | 20 | 2,648 | 19 | 1,824 | 17 | 143 | 20 |
| 33 教育・研究 | 16,799 | 263 | 29 | 1,914 | 12 | 18,977 | 12 | 14,247 | 9 | 1,375 | 8 |
| 34 医療・福祉 | 33,911 | 652 | 22 | 3,877 | 7 | 38,440 | 4 | 24,001 | 4 | 4,121 | 3 |
| 35 他に分類されない会員制団体 | 6,123 | 795 | 20 | 773 | 14 | 7,601 | 14 | 4,821 | 14 | 904 | 11 |
| 36 対事業所サービス | 6,394 | 27,761 | 1 | 4,250 | 4 | 38,405 | 5 | 23,588 | 5 | 3,715 | 4 |
| 37 宿泊業 | 414 | 0 | 42 | 53 | 32 | 466 | 32 | 244 | 29 | 52 | 24 |
| 38 飲食サービス | 29,449 | 307 | 28 | 3,357 | 8 | 33,113 | 8 | 13,401 | 10 | 5,221 | 2 |
| 39 娯楽サービス | 15,370 | 465 | 26 | 1,785 | 13 | 17,620 | 13 | 12,079 | 11 | 1,162 | 9 |
| 40 その他の対個人サービス | 20,167 | 1,103 | 14 | 2,395 | 9 | 23,665 | 9 | 16,243 | 8 | 3,157 | 5 |
| 41 事務用品 | 0 | 781 | 19 | 95 | 28 | 876 | 28 | 0 | 42 | 0 | 42 |
| 42 分類不明 | 19 | 2,008 | 9 | 254 | 22 | 2,281 | 21 | 961 | 21 | 5 | 35 |

賃金分布表(1) 令和3年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

| 1時間当たり 所定内賃金額 | 全労働者 | | 一般労働者 | | パート | |
|------------------|-------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|
| | 労働者数 | 累積 分布 (%) | 労働者数 | 累積 分布 (%) | 労働者数 | 累積 分布 (%) |
| 830 ~ | 939 | 31.47 | 6,051 | 1.26 | 7,943 | 2.63 |
| 940 ~ | 949 | 32.71 | 4,541 | 0.95 | 5,179 | 1.72 |
| 950 ~ | 959 | 34.78 | 3,294 | 0.88 | 12,900 | 4.28 |
| 960 ~ | 969 | 35.60 | 4,208 | 0.88 | 2,182 | 0.72 |
| 970 ~ | 979 | 36.42 | 4,028 | 0.84 | 2,382 | 0.79 |
| 980 ~ | 989 | 37.54 | 5,617 | 1.17 | 3,126 | 1.04 |
| 990 ~ | 999 | 38.16 | 3,030 | 0.63 | 1,788 | 0.59 |
| 1,000 ~ | 1,009 | 49.22 | 48,280 | 10.28 | 37,108 | 12.30 |
| 1,100 ~ | 1,199 | 57.67 | 53,903 | 11.25 | 12,129 | 4.02 |
| 1,200 ~ | 1,299 | 64.31 | 44,712 | 9.33 | 7,143 | 2.37 |
| 1,300 ~ | 1,399 | 70.60 | 42,189 | 8.80 | 8,940 | 2.30 |
| 1,400 ~ | 1,499 | 75.38 | 33,284 | 6.94 | 4,074 | 1.35 |
| 1,500 ~ | | 100.00 | 180,447 | 37.65 | 11,781 | 3.90 |
| 計 | | 100.00 | 479,305 | 100.00 | 301,707 | 100.00 |
| 第1・20分位数 | 842 | | 870 | | 842 | |
| 第1・10分位数 | 850 | | 935 | | 842 | |
| 第1・4分位数 | 900 | | 1,094 | | 860 | |
| 中位数 | 1,102 | | 1,332 | | 900 | |
| 時間当たり平均額 | 1,326 | | 1,534 | | 986 | |

賃金分布表(1) 令和3年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

| 1時間当たり 所定内賃金額 | 全労働者 | | 一般労働者 | | パート | |
|------------------|--------|-----------------|-------|-----------------|--------|-----------------|
| | 労働者数 | 累積 分布 (%) | 労働者数 | 累積 分布 (%) | 労働者数 | 累積 分布 (%) |
| 841 ~ | 10,132 | 1.30 | 6,315 | 1.32 | 3,817 | 1.27 |
| 842 | 33,922 | 4.34 | 1,976 | 0.41 | 31,944 | 10.59 |
| 843 | 965 | 0.12 | 774 | 0.16 | 191 | 0.06 |
| 844 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 845 | 8,212 | 1.05 | 688 | 0.14 | 7,524 | 2.48 |
| 846 | 238 | 0.03 | 0 | 0.00 | 239 | 0.08 |
| 847 | 1,586 | 0.20 | 632 | 0.13 | 962 | 0.32 |
| 848 | 304 | 0.04 | 203 | 0.04 | 102 | 0.03 |
| 849 | 282 | 0.03 | 258 | 0.05 | 3 | 0.00 |
| 850 | 39,164 | 5.01 | 3,447 | 0.72 | 35,718 | 11.84 |
| 851 | 1,024 | 0.13 | 0 | 0.00 | 1,024 | 0.34 |
| 852 | 2,176 | 0.28 | 1,131 | 0.24 | 1,045 | 0.35 |
| 853 | 394 | 0.05 | 0 | 0.00 | 394 | 0.13 |
| 854 | 786 | 0.10 | 0 | 0.00 | 786 | 0.26 |
| 855 | 5,301 | 0.68 | 1,008 | 0.21 | 4,293 | 1.42 |
| 856 | 752 | 0.10 | 0 | 0.00 | 752 | 0.25 |
| 857 | 911 | 0.12 | 76 | 0.02 | 836 | 0.28 |
| 858 | 203 | 0.03 | 203 | 0.04 | 0 | 0.00 |
| 859 | 1,625 | 0.21 | 1,107 | 0.23 | 517 | 0.17 |
| 860 | 8,927 | 1.14 | 1,804 | 0.38 | 7,123 | 2.36 |
| 861 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 862 | 2,337 | 0.30 | 0 | 0.00 | 2,337 | 0.77 |
| 863 | 328 | 0.04 | 328 | 0.07 | 0 | 0.00 |
| 864 | 472 | 0.06 | 338 | 0.07 | 134 | 0.04 |
| 865 | 3,011 | 0.39 | 372 | 0.08 | 2,639 | 0.87 |
| 866 | 326 | 0.04 | 155 | 0.03 | 170 | 0.06 |
| 867 | 238 | 0.03 | 0 | 0.00 | 238 | 0.08 |
| 868 | 733 | 0.09 | 733 | 0.15 | 0 | 0.00 |
| 869 | 51 | 0.01 | 46 | 0.01 | 4 | 0.00 |
| 870 | 12,045 | 1.54 | 2,477 | 0.52 | 9,568 | 3.17 |
| 871 ~ | 5,373 | 0.69 | 1,942 | 0.41 | 3,431 | 1.14 |
| 880 ~ | 17,989 | 2.30 | 3,360 | 0.70 | 14,628 | 4.95 |
| 890 ~ | 13,343 | 1.71 | 2,938 | 0.61 | 10,406 | 3.45 |
| 900 ~ | 37,290 | 4.77 | 6,867 | 1.43 | 30,424 | 10.08 |
| 910 ~ | 11,779 | 1.51 | 3,105 | 0.65 | 8,673 | 2.87 |
| 920 ~ | 9,543 | 1.22 | 2,436 | 0.51 | 7,107 | 2.36 |

最賃引き上げによる引上げ総額

最低賃金額 1,500 円

| 時間額 単位円 | 採用 時間額 | 引上げ額 a | 労働者数 b | 総額 c=a×b |
|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| ~841 | 841 | 659 | 10,132 | 6,676,988 |
| 842 | 842 | 658 | 33,922 | 22,320,676 |
| 843 | 843 | 657 | 965 | 634,005 |
| 844 | 844 | 658 | 0 | 0 |
| 845 | 845 | 655 | 8,212 | 5,378,860 |
| 846 | 846 | 654 | 238 | 155,652 |
| 847 | 847 | 653 | 1,596 | 1,042,188 |
| 848 | 848 | 652 | 304 | 198,208 |
| 849 | 849 | 651 | 262 | 170,562 |
| 850 | 850 | 650 | 39,164 | 25,456,600 |
| 851 | 851 | 649 | 1,024 | 664,576 |
| 852 | 852 | 648 | 2,176 | 1,410,048 |
| 853 | 853 | 647 | 394 | 254,918 |
| 854 | 854 | 646 | 786 | 507,756 |
| 855 | 855 | 645 | 5,301 | 3,419,145 |
| 856 | 856 | 644 | 752 | 484,288 |
| 857 | 857 | 643 | 911 | 585,773 |
| 858 | 858 | 642 | 203 | 130,326 |
| 859 | 859 | 641 | 1,625 | 1,041,625 |
| 860 | 860 | 640 | 8,927 | 5,713,280 |
| 861 | 861 | 639 | 0 | 0 |
| 862 | 862 | 638 | 2,337 | 1,491,006 |
| 863 | 863 | 637 | 328 | 208,936 |
| 864 | 864 | 636 | 472 | 300,192 |
| 865 | 865 | 635 | 3,011 | 1,911,985 |
| 866 | 866 | 634 | 326 | 206,684 |
| 867 | 867 | 633 | 238 | 150,654 |
| 868 | 868 | 632 | 733 | 463,256 |
| 869 | 869 | 631 | 51 | 32,181 |
| 870 | 870 | 630 | 12,045 | 7,588,350 |
| 871-879 | 875 | 625 | 5,373 | 3,358,125 |
| 880-889 | 885 | 615 | 17,989 | 11,063,235 |
| 890-899 | 895 | 605 | 13,343 | 8,072,515 |
| 900-909 | 905 | 595 | 37,290 | 22,187,550 |
| 910-919 | 915 | 585 | 11,779 | 6,890,715 |
| 920-929 | 925 | 575 | 9,543 | 5,487,225 |
| 930-939 | 935 | 565 | 13,994 | 7,906,610 |
| 940-949 | 945 | 555 | 9,720 | 5,394,600 |
| 950-959 | 955 | 545 | 16,193 | 8,825,185 |
| 960-969 | 965 | 535 | 6,390 | 3,418,650 |
| 970-979 | 975 | 525 | 6,411 | 3,365,775 |
| 980-989 | 985 | 515 | 8,743 | 4,502,645 |
| 990-999 | 995 | 505 | 4,819 | 2,433,595 |
| 1000-1099 | 1050 | 450 | 86,388 | 38,874,600 |
| 1100-1199 | 1150 | 350 | 66,033 | 23,111,550 |
| 1200-1299 | 1250 | 250 | 51,854 | 12,963,500 |
| 1300-1399 | 1350 | 150 | 49,129 | 7,369,350 |
| 1400-1499 | 1450 | 50 | 37,358 | 1,867,900 |
| 計 | | | 588,784 | 265,692,043 |

加重平均額 c/b 451.2555 円

1. 500円の場合

842 円 8/1現行額
1,500 円 引上げ額
451 円 加重平均額 A

40 h/週
52 週
2,080 年間の労働時間 B

938,080 円 平均年取増 C=A×B
0.844 可処分所得割合 D
消費転嫁率 県の計算式の中で
791,740 円 ①可処分所得 C×D

労働局資料

50,362 社 100人未満の製造業、その他30人未満の会社
781,012 人 労働者数
588,784 人 ②対象労働者(1500円未満)

県内自治体等・会計年度任用職員

23,436 人 ③ 2020/4/1

①*(②+③)

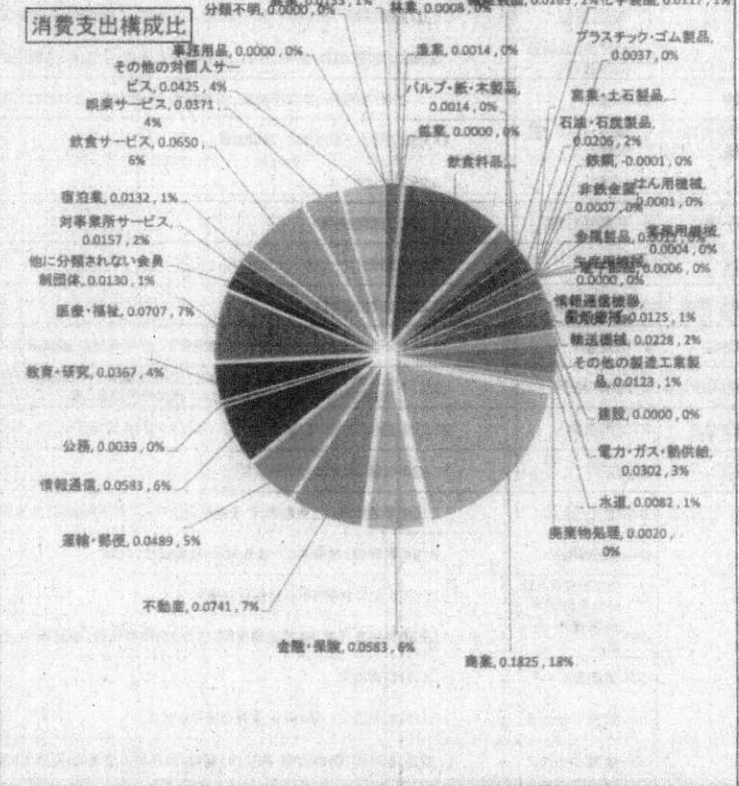
484,718,768,934 円 ③引上げ総額

消費支出割合別 賃金増加額

| 内 生 部 門 | 品 目 | 72 民間消費 支出 | 86 民間消費支出 県内+県外 | | | | 1,500円 総額を按分 |
|------------------|------------------|------------------|-----------------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|
| | | | 86 民間消費支出 県内+県外 | 106部門 表より | 消費支出 構成比 | 1,500円 総額を按分 | |
| | 01 農業 | 60,291 | 116,065 | 116,065 | 0.0133 | 6,455 | |
| | 02 林業 | 3,142 | 6,822 | 6,822 | 0.0008 | 368 | |
| | 03 漁業 | 5,036 | 11,882 | 11,882 | 0.0014 | 661 | |
| | 04 鉱業 | -211 | -211 | -211 | 0.0000 | -12 | |
| | 05 飲食料品 | 385,096 | 903,896 | 903,896 | 0.1037 | 50,274 | |
| | 06 繊維製品 | 68,851 | 143,464 | 143,464 | 0.0165 | 7,879 | |
| | 07 パルプ・紙・木製品 | 1,940 | 11,990 | 11,990 | 0.0014 | 667 | |
| | 08 化学製品 | 35,703 | 101,572 | 101,572 | 0.0117 | 5,649 | |
| | 09 石油・石炭製品 | 46,817 | 179,552 | 179,552 | 0.0206 | 9,986 | |
| | 10 プラスチック・ゴム製品 | 15,427 | 32,604 | 32,604 | 0.0037 | 1,813 | |
| | 11 窯業・土石製品 | 2,832 | 5,131 | 5,131 | 0.0006 | 285 | |
| | 12 鉄鋼 | -1,189 | -1,189 | -1,189 | -0.0001 | -56 | |
| | 13 非鉄金属 | 2,661 | 5,907 | 5,907 | 0.0007 | 329 | |
| | 14 金属製品 | 4,873 | 9,617 | 9,617 | 0.0011 | 535 | |
| | 15 はん用機械 | 104 | 457 | 457 | 0.0001 | 25 | |
| | 16 生産用機械 | 68 | 213 | 213 | 0.0000 | 12 | |
| | 17 業務用機械 | 629 | 3,301 | 3,301 | 0.0004 | 184 | |
| | 18 電子部品 | 3,976 | 5,546 | 5,546 | 0.0006 | 308 | |
| | 19 電気機械 | 45,751 | 108,857 | 108,857 | 0.0125 | 6,054 | |
| | 20 情報通信機器 | 64,006 | 136,049 | 136,049 | 0.0156 | 7,567 | |
| | 21 輸送機械 | 55,427 | 199,063 | 199,063 | 0.0228 | 11,072 | |
| | 22 その他の製造工業製品 | 40,803 | 107,006 | 107,006 | 0.0123 | 5,952 | |
| | 23 建設 | 0 | 0 | 0 | 0.0000 | 0 | |
| | 24 電力・ガス・熱供給 | 209,418 | 262,948 | 262,948 | 0.0302 | 14,825 | |
| | 25 水道 | 67,655 | 71,801 | 71,801 | 0.0082 | 3,993 | |
| | 26 廃棄物処理 | 17,370 | 17,449 | 17,449 | 0.0020 | 970 | |
| | 27 商業 | 972,993 | 1,590,291 | 1,590,291 | 0.1825 | 88,450 | |
| | 28 金融・保険 | 449,958 | 507,958 | 507,958 | 0.0583 | 28,252 | |
| | 29 不動産 | 2,025,466 | 2,045,365 | 1,399,165 | 0.0741 | 35,941 | |
| | 30 運輸・郵便 | 382,599 | 426,430 | 426,430 | 0.0489 | 23,717 | |
| | 31 情報通信 | 437,848 | 508,269 | 508,269 | 0.0583 | 28,269 | |
| | 32 公務 | 33,873 | 33,873 | 33,873 | 0.0039 | 1,884 | |
| | 33 教育・研究 | 314,875 | 319,458 | 319,458 | 0.0367 | 17,768 | |
| | 34 医療・福祉 | 609,727 | 616,588 | 616,588 | 0.0707 | 34,294 | |
| | 35 他に分類されない会員制団体 | 113,027 | 113,027 | 113,027 | 0.0130 | 6,286 | |
| | 36 対事業所サービス | 121,342 | 136,803 | 136,803 | 0.0157 | 7,609 | |
| | 37 宿泊業 | 19,553 | 115,345 | 115,345 | 0.0132 | 6,415 | |
| | 38 飲食サービス | 538,895 | 566,843 | 566,843 | 0.0650 | 31,516 | |
| | 39 娯楽サービス | 282,137 | 323,609 | 323,609 | 0.0371 | 17,999 | |
| | 40 その他の対個人サービス | 363,539 | 370,601 | 370,601 | 0.0425 | 20,612 | |
| | 41 事務用品 | 0 | 0 | 0 | 0.0000 | 0 | |
| | 42 分類不明 | 345 | 345 | 345 | 0.0000 | 19 | |
| | 域内内生部門計 | 7,802,655 | 10,114,197 | 1,399,165 | 8,715,032 | 1,0000 | 484,719 |
| 県外 | 01 農業 | 55,774 | | | | | |
| | 02 林業 | 3,480 | | | | | |
| | 03 漁業 | 6,846 | | | | | |
| | 04 鉱業 | 0 | | | | | |
| | 05 飲食料品 | 518,800 | | | | | |
| | 06 繊維製品 | 74,613 | | | | | |
| | 07 パルプ・紙・木製品 | 10,050 | | | | | |
| | 08 化学製品 | 65,869 | | | | | |
| | 09 石油・石炭製品 | 132,735 | | | | | |
| | 10 プラスチック・ゴム製品 | 17,177 | | | | | |
| | 11 窯業・土石製品 | 2,299 | | | | | |
| | 12 鉄鋼 | 0 | | | | | |
| | 13 非鉄金属 | 3,246 | | | | | |
| | 14 金属製品 | 4,744 | | | | | |
| | 15 はん用機械 | 353 | | | | | |
| | 16 生産用機械 | 145 | | | | | |
| | 17 業務用機械 | 2,672 | | | | | |
| | 18 電子部品 | 1,570 | | | | | |
| | 19 電気機械 | 63,106 | | | | | |
| | 20 情報通信機器 | 72,043 | | | | | |
| | 21 輸送機械 | 143,636 | | | | | |
| | 22 その他の製造工業製品 | 66,203 | | | | | |
| | 23 建設 | 0 | | | | | |
| | 24 電力・ガス・熱供給 | 53,530 | | | | | |
| | 25 水道 | 4,146 | | | | | |
| | 26 廃棄物処理 | 79 | | | | | |
| | 27 商業 | 617,298 | | | | | |
| | 28 金融・保険 | 58,000 | | | | | |
| | 29 不動産 | 19,899 | | | | | |
| | 30 運輸・郵便 | 43,831 | | | | | |
| | 31 情報通信 | 70,421 | | | | | |
| | 32 公務 | 0 | | | | | |
| | 33 教育・研究 | 4,583 | | | | | |
| | 34 医療・福祉 | 6,861 | | | | | |
| | 35 他に分類されない会員制団体 | 0 | | | | | |
| | 36 対事業所サービス | 15,461 | | | | | |
| | 37 宿泊業 | 95,792 | | | | | |
| | 38 飲食サービス | 27,748 | | | | | |
| | 39 娯楽サービス | 41,472 | | | | | |
| | 40 その他の対個人サービス | 7,062 | | | | | |
| | 41 事務用品 | 0 | | | | | |
| | 42 分類不明 | 0 | | | | | |
| | 域内内生部門計 | 2,311,542 | | | | | |
| | 内生部門総計(県外) | 10,114,198 | | | | | |

(単位：百万円)

| 86 | 106部門 表より | 消費支出 構成比 | 1,500円 総額を按分 | |
|------------|--------------|-------------|-----------------|---------|
| 116,065 | 116,065 | 0.0133 | 6,455 | |
| 6,822 | 6,822 | 0.0008 | 368 | |
| 11,882 | 11,882 | 0.0014 | 661 | |
| -211 | -211 | 0.0000 | -12 | |
| 903,896 | 903,896 | 0.1037 | 50,274 | |
| 143,464 | 143,464 | 0.0165 | 7,879 | |
| 11,990 | 11,990 | 0.0014 | 667 | |
| 101,572 | 101,572 | 0.0117 | 5,649 | |
| 179,552 | 179,552 | 0.0206 | 9,986 | |
| 32,604 | 32,604 | 0.0037 | 1,813 | |
| 5,131 | 5,131 | 0.0006 | 285 | |
| -1,189 | -1,189 | -0.0001 | -56 | |
| 5,907 | 5,907 | 0.0007 | 329 | |
| 9,617 | 9,617 | 0.0011 | 535 | |
| 457 | 457 | 0.0001 | 25 | |
| 213 | 213 | 0.0000 | 12 | |
| 3,301 | 3,301 | 0.0004 | 184 | |
| 5,546 | 5,546 | 0.0006 | 308 | |
| 108,857 | 108,857 | 0.0125 | 6,054 | |
| 136,049 | 136,049 | 0.0156 | 7,567 | |
| 199,063 | 199,063 | 0.0228 | 11,072 | |
| 107,006 | 107,006 | 0.0123 | 5,952 | |
| 0 | 0 | 0.0000 | 0 | |
| 262,948 | 262,948 | 0.0302 | 14,825 | |
| 71,801 | 71,801 | 0.0082 | 3,993 | |
| 17,449 | 17,449 | 0.0020 | 970 | |
| 1,590,291 | 1,590,291 | 0.1825 | 88,450 | |
| 507,958 | 507,958 | 0.0583 | 28,252 | |
| 2,045,365 | 1,399,165 | 0.0741 | 35,941 | |
| 426,430 | 426,430 | 0.0489 | 23,717 | |
| 508,269 | 508,269 | 0.0583 | 28,269 | |
| 33,873 | 33,873 | 0.0039 | 1,884 | |
| 319,458 | 319,458 | 0.0367 | 17,768 | |
| 616,588 | 616,588 | 0.0707 | 34,294 | |
| 113,027 | 113,027 | 0.0130 | 6,286 | |
| 136,803 | 136,803 | 0.0157 | 7,609 | |
| 115,345 | 115,345 | 0.0132 | 6,415 | |
| 566,843 | 566,843 | 0.0650 | 31,516 | |
| 323,609 | 323,609 | 0.0371 | 17,999 | |
| 370,601 | 370,601 | 0.0425 | 20,612 | |
| 0 | 0 | 0.0000 | 0 | |
| 345 | 345 | 0.0000 | 19 | |
| 10,114,197 | 1,399,165 | 8,715,032 | 1,0000 | 484,719 |



無償家賃とは、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。「持ち家の帰属家賃」は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅(持ち家住宅)について計算した帰属家賃のことである。

42部門別の経済波及効果分析 入力シートその2

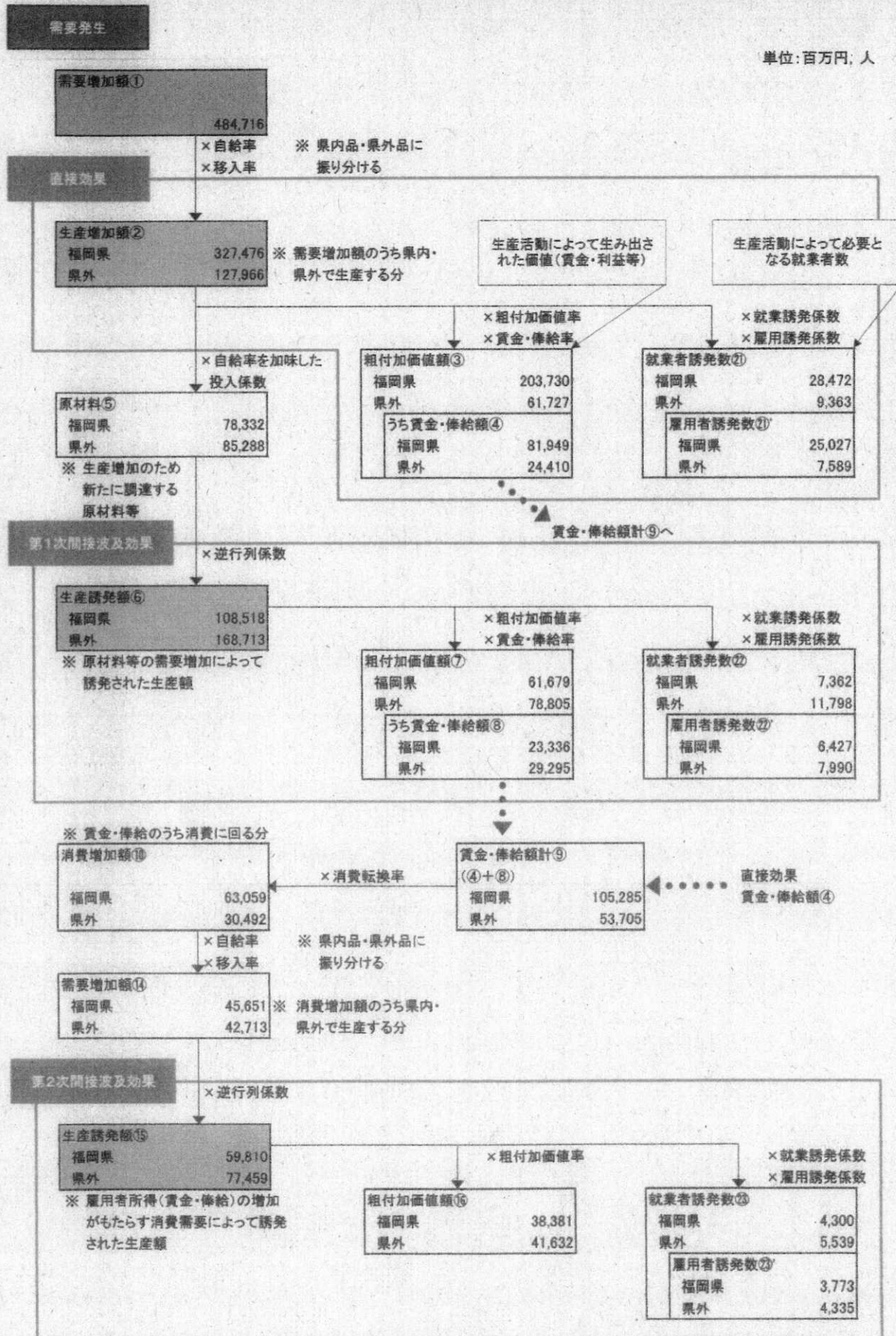
該当する部門(商品)に需要増加額を入力してください。単位は百万円です。入力が終わりましたら、「分析結果へ」ボタンを押してください。

5 42部門別需要増加額の入力

| 13部門 | 42部門 | 金額 (百万円) | 備考 |
|-------------|------------------|-------------|--|
| | 合計 | 484,716 | |
| 01 農林漁業 | 01 農業 | 6,455 | 穀類、いも・豆類、野菜、果実、その他の食用作物、非食用作物、畜産、農業サービス |
| | 02 林業 | 368 | 育林、素材、特用林産物 |
| | 03 漁業 | 661 | 海面漁業、内水面漁業 |
| 02 鉱業 | 04 鉱業 | -12 | 石炭・原油・天然ガス、砂利・砕石、その他の鉱物 |
| 03 製造業 | 05 飲食料品 | 50,274 | 畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、めん・パン・菓子類、農産保存食料品、砂糖・油脂・調味料類、その他の食料品、酒類、その他の飲料、飼料・有機質肥料(別掲を除く。)、たばこ |
| | 06 繊維製品 | 7,979 | 紡績糸、織物、ニット生地、染色整理、その他の繊維工業製品、織物製・ニット製衣服、その他の衣服・身の回り品、その他の繊維既製品 |
| | 07 パルプ・紙・木製品 | 667 | 木材・その他の木製品、家具・装備品、パルプ・紙・板紙、加工紙、紙製容器、その他の紙加工品 |
| | 08 化学製品 | 5,649 | ソーダ工業製品、その他の無機化学工業製品、石油化学系基礎製品、脂肪族中間物・環状中間物・合成染料・有機顔料、合成ゴム、その他の有機化学工業製品、合成樹脂、化学繊維、医薬品、油脂加工製品・界面活性剤、化粧品・歯磨剤・塗料・印刷インキ、農薬 |
| | 09 石油・石炭製品 | 9,986 | 石油製品、石炭製品 |
| | 10 プラスチック・ゴム製品 | 1,813 | プラスチック製品、タイヤ・チューブ、その他のゴム製品 |
| | 11 窯業・土石製品 | 285 | ガラス・ガラス製品、セメント・セメント製品、陶磁器、建設用土石製品、その他の窯業・土石製品 |
| | 12 鉄鋼 | -66 | 鉄鉄・粗鋼、熱間圧延鋼材・鋼管、冷延・めっき鋼材、鋳造品(鉄)、その他の鉄鋼製品 |
| | 13 非鉄金属 | 329 | 非鉄金属製錬・精製、電線・ケーブル、その他の非鉄金属製品 |
| | 14 金属製品 | 535 | 建設用金属製品、建築用金属製品、ガス・石油機器・暖房・調理装置、その他の金属製品 |
| | 15 はん用機械 | 25 | ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、運搬機械、冷凍機・温湿調整装置、その他のはん用機械 |
| | 16 生産用機械 | 12 | 農業用機械、建設・鉱山機械、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体製造装置、その他の生産用機械 |
| | 17 業務用機械 | 184 | 事務用機械、サービス用・娯楽用機器、計測機器、医療用機械器具、光学機械・レンズ・武器 |
| | 18 電子部品 | 308 | 電子デバイス、その他の電子部品 |
| | 19 電気機械 | 6,054 | 産業用電気機器、民生用電気機器、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機械 |
| | 20 情報通信機器 | 7,567 | 通信機器、映像・音響機器、電子計算機・同附属装置 |
| | 21 輸送機械 | 11,072 | 乗用車、トラック・バス・その他の自動車、二輪自動車、自動車部品・同附属品、船舶・同修理、鉄道車両・同修理、その他の輸送機械・同修理 |
| | 22 その他の製造工業製品 | 5,952 | 印刷・製版・製本、なめし革・革製品、毛皮、がん具・運動用品、その他の製造工業製品、再生资源回収・加工処理 |
| 04 建設 | 23 建設 | 0 | 住宅建築、非住宅建築、建設補修、公共事業、その他の土木建設 |
| 05 電力・ガス・水道 | 24 電力・ガス・熱供給 | 14,625 | 電力、都市ガス、熱供給業 |
| | 25 水道 | 3,993 | 水道 |
| 12 サービス | 26 廃棄物処理 | 970 | 廃棄物処理 |
| 06 商業 | 27 商業 | 88,450 | 卸売(マージン)、小売(マージン) |
| 07 金融・保険 | 28 金融・保険 | 28,252 | 金融、保険 |
| 08 不動産 | 29 不動産 | 35,941 | 不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰国者賃) |
| 09 運輸・郵便 | 30 運輸・郵便 | 23,717 | 鉄道旅客輸送・鉄道貨物輸送、道路旅客輸送、道路貨物輸送、自家輸送(旅客自動車)、自家輸送(貨物自動車)、外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾輸送、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、こん包、その他の運輸附帯サービス、郵便・信書便 |
| 10 情報通信 | 31 情報通信 | 28,269 | 通信、放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・音声・文字情報制作 |
| 11 公務 | 32 公務 | 1,884 | 公務(中央)、公務(地方) |
| 12 サービス | 33 教育・研究 | 17,768 | 学校教育、社会教育・その他の教育、学術研究機関、企業内研究開発 |
| | 34 医療・福祉 | 34,294 | 医療、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護 |
| | 35 他に分類されない会員制団体 | 6,286 | 他に分類されない会員制団体 |
| | 36 対事業所サービス | 7,609 | 物品賃貸業、貸自動車業、広告、自動車整備、機械修理、その他の対事業所サービス |
| | 37 宿泊業 | 6,415 | 宿泊業 |
| | 38 飲食サービス | 31,516 | 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス |
| | 39 娯楽サービス | 17,999 | 映画館、興行場・興行団、競輪・競馬等の競走場・競技団、スポーツ施設提供業・公園・遊園地、遊戯場、その他の娯楽 |
| | 40 その他の対個人サービス | 20,612 | 洗濯業、理容業、美容業、浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、写真業、冠婚葬祭業、個人教授業、各種修理業(別掲を除く。)、その他の対個人サービス |
| 03 製造業 | 41 事務用品 | | 事務用品(仮設部門) |
| 13 分類不明 | 42 分類不明 | 19 | 分類不明 |

フローチャート

単位: 百万円, 人



2021年8月20日

厚生労働大臣

田村 憲久 様

福岡労働局長

藤枝 茂 様

福岡地方最低賃金審議会

会長 平木 真朗 様

福岡県労働組合総連合
議長 西村 和博

令和3年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご尽力に敬意を表します。

8月5日、福岡地方最低賃金審議会は最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額が目安額28円のおり870円とする答申をおこないました。しかし、この改定では、依然健康で文化的な生活、労働者の安定した生活の水準にはなく誠に遺憾。また、

「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し異議を申し出ます。

記

1. 本年の福岡県の最低賃金を1時間870円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金をAランク地域との格差是正のために目安額28円以上とする改定額を求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。

【異議申出の主旨】

この間、福岡県労連や全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためにはいずれの県でも時間給1,500円・月額23万円・年収280万円が必要という結果が出ている。今年6月26日大分県労連が発表した試算調査の結果でも時給1,504円が必要という結果になった。これらを根拠として「全国一律最低賃金制度」を求めている。この調査では他県にはあるが、子育て世代の試算もおこなっている。30代夫婦と小学生・幼児の4人世帯の試算結果は500万円後半になっており、最低賃金1,500円は年額270～300万円になる。夫婦2人で働けば、ほぼ4人家族の生計費につながり、単身者だけではなく結婚し子どもを生み育てるこ

とに展望が持てる水準になるということである。

親の貧困は子どもの貧困にもつながっており最低賃金 1,500 円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題である。

最低賃金国際比較によると、地域別最低賃金を導入しているのは、連邦国家か国土の広大な国家で、日本のように国土が狭い国では存在しないといわれている。

最低限度の生活新型コロナウイルス感染拡大は、雇用や暮らしに大きな影響を与えた。昨年 6 月の完全失業者は 195 万人・休業者数は、4 月には 600 万人に達した。最賃近傍で働いている多くの労働者は貯えがないため、解雇や休業で収入源が絶たれるとすぐ生活困窮に陥ることになる。

職業選択の自由で非正規雇用を選んだ、非正規労働者の自己責任論がある。しかし、自由主義政策で労働法制を改革し、雇用の調整弁として非正規労働者を拡大してきた雇用者の責任がある。大企業優遇の消費税増税や上がらない賃金、コロナ禍などが主要要因で個人消費の落ち込みによる経済悪化をさらに労働者の賃金抑制として労働者に責任を負わせることは容認できない。

最低賃金法の目的は「労働条件の改善・生活の安定・・・国民経済の発展・・・」であるが生活の安定や経済の発展につながっていない。

福岡県最低賃金は生活保護基準を下回らない。と答申されているが、居住地・勤労控除・月の労働時間・可処分所得割合など比較計算には、最低賃金を高くそして生活保護基準を低く見せるようになっている疑念がある。また、それで良いということではなく、はたらいとも生活ができないワーキングプアではなく「普通の暮らし」ができる賃金でなければならない。

以上の主旨から、福岡県労働組合総連合は、改めて目安額 28 円以上の改定の審議、また時間給 1,000 円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化と時給 1,500 円の早期実現にむけた審議を求めるものである。

以上

コロナ危機克服、生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を
福岡県の最低賃金 842 円を 1,000 円以上に引き上げ
全国一律で時間額 1,500 円以上の最低賃金実現を求める要請

福岡地方最低賃金審議会会長 様
福岡労働局長 藤枝 茂 様

2021年 月 日

● 要 請 趣 旨 ●

日頃から、働く者の労働条件の改善、くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による各種支援金の申請等の業務にご尽力のことと存じます。

さて、昨年からのコロナ感染拡大で、日本経済が深刻な停滞に陥っています。そうした中、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは低賃金・不安定雇用のなかではたらく国民の暮らしを支えています。

中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援して事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正が不可欠です。

昨年は中央最低賃金審議会が目安額を示さない中でも、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を求める地方の切実な声が、47 都道府県のうち 40 県の引き上げに繋がったことを中央最低審議会も地方最低賃金審議会も重く受け止めなければなりません。

福岡県議会では昨年 12 月、景気回復には労働者の賃金を引き上げ、GDP の 6 割を占める国民の消費を引き上げることが不可欠であり、また若い労働者が流失することで地域経済の疲弊をもたらす、自治体税収の減少をもたらしていること、雇用維持のためには経営基盤が厳しい中小企業への支援強化が求められるとして「最低賃金の引き上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書」が全会一致で採択されました。

以上のことから、私たちは、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と貧困に苦しむ労働者救済の絶対条件だと考え、貴職に下記の通り要請します。

● 要 請 事 項 ●

1. 福岡県の最低賃金 842 円を今すぐ 1,000 円以上に引き上げ、早急に 1,500 円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。

8/20

106筆 / 3823筆



福岡県労働組合総連合